

## 「新潟県農地部請負工事成績評定実施要領」改正の概要

### 【改正概要】

土木部の改正及び農業土木工事標準仕様書の改正に合わせ、農地部請負工事成績評定要領における「工事成績採点の審査項目別運用表」等をより適確な審査項目とするため見直しをするもの。

主任監督員が評価する「審査項目別運用表」及び「施工プロセスチェックリスト」の文言修正を行うもの。

### 【主な改正内容】

- 工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（主任監督員）
  - ・ 2. 施工状況 II. 工程管理  
「週休2日の取り組みが見られる」で評価
  - ・ 5. 創意工夫 I. 創意工夫  
月単位の週休2日の評価を廃止し、完全週休2日（土日）した場合に加点
  
- 「新潟県農業土木工事標準仕様書」の一部改正に準拠

# 主任監督員の評定

## 新潟県農地部

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 1. 施工体制          | I. 施工体制一般 . . . . . 別紙－1 ① |
|                  | II. 配置技術者                  |
| 2. 施工状況          | I. 施工管理 . . . . . 別紙－1 ②～③ |
|                  | II. 工程管理                   |
|                  | III. 安全対策                  |
|                  | IV. 対外関係                   |
| 3. 出来形及び<br>出来ばえ | I. 出来形 . . . . . 別紙－1 ④～⑤  |
|                  | II. 品質                     |
| 5. 創意工夫          | I. 創意工夫 . . . . . 別紙－1 ⑥   |
- (総括監督員、課長代理等との合意、「工事特性」との二重評価はしない)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の・に○×マークを記入する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

(主任監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
1.施工体制	I.施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である	
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図（締結した下請契約の全てを記載）もしくは施工計画書で確認できる。</li> <li>コリンズ (CORINS) の登録申請（請負金額500万円以上）は、監督員の確認を受けた上で契約締結後等の10日以内に行われている。(※施工プロ)</li> <li>「建退共制度適用事業主工事現場の標識」を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。(※施工プロ)</li> <li>施工体制台帳・施工体系図（下請契約の全てを記載）が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ)</li> <li>「建設業の許可票」及び「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ)</li> <li>法定外の労災保険に加入し、その証券又はそれに代わるものの写しを監督員に提出した。また、契約期間が工期を満たしている。(※施工プロ)</li> <li>「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。</li> <li>その他（ ）</li> </ul> <p>評価値が90%以上…………… a                      評価値が80%以上～90%未満 …… b                      評価値が60%以上～80%未満 …… c                      評価値が60%未満…………… d                      ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）                 </div>				<p>・ 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば……e</p>	
		<p><b>評価方法</b></p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は削除する。●—○○○</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率で評価する</p> <p>③ 評価するもの ○ 評価できないもの ×</p> <p>④ 評価値 (%) = 評価数 / 対象評価項目数 = ○ / (○ + ×)</p> <p>以下同様省略</p>					
	II.配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e	
		技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である	
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場代理人として常駐し（兼任は常駐免除）、工事全体の把握ができています。(※施工プロ)</li> <li>現場代理人として、監督員との連絡調整については「連絡」を除き書面で行っている。(※施工プロ)</li> <li>現場代理人は、「受注者の現場代理人への委任事項」について適切に処理をしている。(※施工プロ)</li> <li>作業主任者を選任し配置している。(※施工プロ)</li> <li>主任（監理）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ)</li> <li>契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。</li> <li>設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。</li> <li>異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、その図表を現場の見やすい場所に掲示している。</li> <li>工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。</li> <li>下請負人指導責任者を配置し、下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。(※施工プロ)</li> <li>「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。</li> <li>その他（ ）</li> </ul> <p>評価値が90%以上…………… a                      評価値が80%以上～90%未満…………… b                      評価値が60%以上～80%未満…………… c                      評価値が60%未満…………… d                      ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）                 </div>				<p>・ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>・ 専門技術者が選置されていない。</p> <p>1項目でも該当があれば…………… d                      2項目該当…………… e</p> <p>*安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価とはしない。</p>	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 約款第19条第1項（1）から（5）に基づく設計図書の照査が行われている。（※施工プロ）  ・ 施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。（※施工プロ） ・ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（※施工プロ）  ・ 日常の出来形管理が、施工計画書に基づき、適時、的確に行われている。（※施工プロ） ・ 日常の品質管理が、施工計画書に基づき、適時、的確に行われている。（※施工プロ）  ・ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ・ 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。（※施工プロ） ・ 工事材料を品質に影響ないように保管している。（※施工プロ）  ・ 立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。（※施工プロ） ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。（※施工プロ）  ・ 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。（※施工プロ）  ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。  ・ その他（ ）  評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。  ・ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。  ・ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ・ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。  1項目でも該当あれば…………… d 2項目該当…………… e	
	II. 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。（※施工プロ） ・ 現場条件や設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。（※施工） ・ 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ・ 工事の進捗を早めるための取り組み（材料、工法、作業工程などの見直し）を行っている。 ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うなど、週休2日に取り組む姿勢が見られるとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ・ その他（ ）  評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			・ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）  上記該当あれば…………… e  ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。  上記該当あれば…………… d	

$$\text{評価値 ( ) \%} = \text{該当項目数 ( )} / \text{評価対象項目数 ( )}$$

$$\text{評価値 ( ) \%} = \text{該当項目数 ( )} / \text{評価対象項目数 ( )}$$

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(主任監督員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	III.安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 ・ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 安全教育・訓練等を月当たり半日以上適時、的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 安全巡視、安全ミーティング(KY等)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 店社パトロールを適宜実施し、記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 災害防止(工事安全協議会等)を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。(※施工プロ)  ・ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ) ・ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(※施工プロ) ・ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。(※施工プロ) ・ 仮設工(山留め、仮締切、足場工、支保工等)の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(※施工プロ)  ・ 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ( ) 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…… b 評価値が60%～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         評価値 ( ) % = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )                     </div>			・ 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。  上記該当であれば…………… e  ・ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。  上記該当であれば…………… d  *安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価とはしない。	
	IV.対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		・ 関係官公庁等などの調整を行い、トラブルの発生がない。(※施工プロ) ・ 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。(※施工プロ)  ・ 第三者からの苦情がない。もしくは苦情に対して適切な対応を行っている。(※施工プロ) ・ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ・ その他 ( )  評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…… b 評価値が60%以上～80%未満…… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         評価値 ( ) % = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )                     </div>			・ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。  上記該当であれば…………… e  ・ 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった  ・ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。  上記該当であれば…………… d	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

考査項目	細 別	A	b	c	d	e		
3.出来形及び出来ばえ	I 出来形	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記の2項目全てに該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－4 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記の2項目全てに該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－4 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a 及びbに該当しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。</li> <li>出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で改善指示を行い改善された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。</li> </ul>	
	<p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状・寸法である。</p> <p>③ 出来形管理とは、「農業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき、所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員との協議の上で出来形管理を行う。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> <p>⑤ バラツキの評価は、検査員と調整すること。</p>						<p>上記項目に該当があれば…… d</p>	<p>上記に該当があれば…… e</p>
	II 品質		<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記項目が該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－4 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記項目が該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－4 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a 及びbに該当しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。</li> </ul>		
<p>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>③ 品質管理とは、「農業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> <p>⑤ バラツキの評価は、検査員と調整すること。</p>						<p>上記項目に該当があれば…… d</p>	<p>上記項目に該当があれば…… e</p>	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

3.出来形及び出来ばえ	建築物	a		b		c		d		e			
		出来形管理が適切である		出来形管理がほぼ適切である		他の項目に該当しない		出来形管理がやや不備である		出来形管理が不備である			
	I 出来形	<p>〔評価対象項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>承諾図等が、設計図書を満足している。</li> <li>施工図等が、設計図書を満足している。</li> <li>現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。</li> <li>施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。</li> <li>出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。</li> <li>出来形の管理方法を工夫している。</li> <li>解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。</li> <li>不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。</li> <li>その他 ( )</li> </ul> <p>評価値が90%以上…………… a                      評価値が80%以上～90%未満…………… b                      評価値が60%以上～80%未満…………… c                      評価値が60%未満…………… d                      ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                         評価値 ( ) % = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )                     </div>										<p>・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。</p> <p>上記該当であれば…… d</p>	<p>・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。</p> <p>上記該当であれば…… e</p>
	II 品質	<p>〔評価対象項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。</li> <li>品質確認記録の内容が、適切である。</li> <li>施工の各段階における完了時の、品質が適切である。</li> <li>躯体工事における施工の品質が、良好である。</li> <li>内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。</li> <li>不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</li> <li>その他 ( )</li> </ul> <p>評価値が90%以上…………… a                      評価値が80%以上～90%未満…………… b                      評価値が60%以上～80%未満…………… c                      評価値が60%未満…………… d                      ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                         評価値 ( ) % = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )                     </div>										<p>品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当であれば…… d</p>	<p>品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。</p> <p>上記該当であれば…… e</p>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

3.出来形 及び 出来ばえ	施設機械 設備工事					
		a	b	c	d	e
		出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
	I 出来形	(評価対象項目) ・据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。 ・設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。 ・設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ・施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ・設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ・不可視部分の出来形を写真撮影している。 ・社内の管理基準に基づき管理している。 ・設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ・分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ・その他(理由: )			・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行い改善された。  上記項目に該当があれば……d	・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。  上記項目に該当があれば……e
		$\text{評価値}(\quad)\% = \text{該当項目数}(\quad) / \text{評価対象項目数}(\quad)$				
	II.品質	a	b	c	d	e
		品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		(評価対象項目) ・材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書等の仕様を満足し、証明書が整備されている。 ・設備の機能及び性能を、設計図書等のおり確保している。 ・設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ・機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられている。 ・溶接管理基準の品質管理項目について管理(判定)基準値を満足している。 ・塗装管理基準の品質管理項目について管理(判定)基準値を満足している。 ・操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のおり配置し操作性に優れている。 ・操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のおり機能している。 ・小配管、電気配線・配管が、承諾図書のおり敷設している。 ・設備の取扱説明書を工夫している。 ・完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ・機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ・設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ・二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ・バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ・計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ・回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ・構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ・現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ・その他( )			・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。  上記該当であれば……d	・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。  上記該当であれば……e
		$\text{評価値}(\quad)\% = \text{該当項目数}(\quad) / \text{評価対象項目数}(\quad)$				
		該当項目が90%以上……a 該当項目が80%～90%未満……b 評価値が60%以上～80%未満……c 該当項目が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				



工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

3.出来形 及び 出来ばえ	電気設備 工事	A	b	c	d	e	
		品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である	
	II 品質	[評価対象項目] ・ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ・ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足している。 ・ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書等を満足し、成績書にまとめている。 ・ 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 ・ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ・ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。 ・ 設備の機能及び性能が設計図書等の仕様を満足している。 ・ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ・ 設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足している。 ・ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ・ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ・ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ・ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ・ その他（ ）			・ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。  上記項目に該当があれば…… d		・ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。  上記に該当があれば…… e
		評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする					
		評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）					

別紙-1⑥

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法] 創意工夫キーワードの該当する項目・に○マーク、□にレマークを記入する。

(主任監督員)

考査項目	細 別	1. 創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品 質	安全性	作業環境	その他 (項目記載)
5 創意工夫 【軽微なもの】	I 創意工夫 キーワード 評価	<b>【施工】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫</li> <li>2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</li> <li>3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</li> <li>4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫</li> <li>5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</li> <li>6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</li> <li>7. 照明などの視界の確保に関する工夫</li> <li>8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫</li> <li>9. 運搬車輛、施工機械等に関する工夫</li> <li>10. 支保工、型枠工、足場工、仮架橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫</li> <li>11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</li> <li>12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</li> <li>13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</li> <li>14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</li> <li>15. ICT (情報通信技術) を活用した情報化施工を取り入れた工事 (*本項目は2点の加点とする。)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>				
		<b>【新技術活用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 (*本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>				
		<b>【品質】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫</li> <li>2. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</li> <li>3. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</li> <li>4. 配筋、溶接作業等に関する工夫</li> </ul>	<input type="checkbox"/>				
		<b>【安全衛生】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫 (落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</li> <li>2. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫</li> <li>3. 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</li> <li>4. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</li> <li>5. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通の安全確保に関する工夫</li> <li>6. 作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫</li> <li>7. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> </ul>	<input type="checkbox"/>				
		<b>【その他】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. ( )</li> <li>2. 週休2日取得モデル工事 (現場閉所又は交替制) において、月単位の週休2日完全週休2日 (土日) を達成している。 (*本項目は1点の加点とする。)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>				
	記述評価 (○マークを付したキーワード項目について評価内容を記述)	評点: _____点	<b>【創意工夫の詳細】</b>				

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を、加点評価する。
- ※2. 評価は各項目において1つ〇が付されれば、1, 2, 3, 4点で評価し、最大7点の加点評価とする。週休2日の達成で加点点数があっても最大は7点とする。
- ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、主任監督員と総括監督員・担当課長代理等との合意をもって行う。

別紙-5①

## 「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名:

2. 工期: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 受注者:

4. 主任監督員名

①「施工プロセス」チェックリストは、農業土木工事標準仕様書、建設工事請負基準約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員が確認する。

②チェック欄では、地域機関内での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば口欄に✓マークを記入、または、備考欄に指示事項や正状況を記入する。

③用語の定義 契約後: 当初契約後 変更後: 工期内に行う契約変更後

審査項目	種別	確認項目	チェック一覧表					備考 (指示事項及びその是正状況など)	
			着手前	施	工	中	完成時		
I 1 施工体制一般		○工程表	・契約の日から起算して7日以内に、工程表を提出した。【契約後、変更契約後】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【約款第3条】【仕様書共通編1-1-4工程表】
		○コリンズ(CORINS)への登録	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(請負金額500万円以上が対象工事)【契約後、変更後、完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-67コリンズ(CORINS)への登録】
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書を契約締結後原則1ヶ月(電子申請方式の場合は40日)以内に提出した。【着手前】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-4950保険の付保及び事故の補償第7項】 中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。(同等の他制度含む)
			・掛金充当実績総括表を工事完成時に提示した。【完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」が現場に掲示されている。【施工時1回程度】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中小企業退職金共済制度加入者は、対象外
			・建設業退職金共済証紙の配付状況が受払簿等により確認できる。【完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中小企業退職金共済制度加入者は、対象外。(同等の他制度含む)
		○施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付け、その写しを提出した。【施工時の当初、施工体制変更時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-1213施工体制台帳及び施工体系図】
			・提出された施工体制台帳に必要書類が添付されている。【施工時の当初、施工体制変更時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。【施工時の当初、施工体制変更時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出する旨の提示を行っている。【施工時の当初】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【建設業法施行規則第14条の3下請負人に対する通知等】
○施工体系図	・施工体系図が工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示されている。【施工時の当初、施工体制変更時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-1213施工体制台帳及び施工体系図】		
	・施工体系図に記載のない業者が作業していない。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
○労災保険関係成立票	・「労災保険関係成立票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示している。【施工時1回程度】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

検査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック一覧				備考 (指示事項及びその是正状況など)	
				着手前	施	工	中		完成時
1 施工体制	I 施工体制一般	○建設業許可標識	・「建設業許可票」の標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者名等が正しく記載している。【施工時1回程度】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		○法定外の労災保険	・法定外の労災保険に加入し、その証券又はそれに代わるものの写しを監督員に提出した。契約期間が工期を満たしている。【施工時当初、工期変更時】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【約款第52条】【仕様書共通1-1-4950保険の付保及び事故の補償第4、5項】
	II 配置技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【約款第11条】
			・現場代理人は、「受注者の現場代理人への委任事項」について適切に処理をしている。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【約款第11条】
			・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している【施工計画時、施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【建設業法第26条の2】	
	○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。【施工計画時、施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【労働安全衛生法第14条】	
	○監理技術者(主任技術者)等の専任制	・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者、監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。)【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		・監理技術者等が、工事現場内において名札等を着用している。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書1-1-1213施工体制台帳及び施工体系図第3項】	
		・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場技術業務を委託している場合)【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書共通編1-1-89現場技術員】	
	○下請負人の把握	・下請負人が新潟県の建設工事入札参加資格者である場合には、下請負契約日が営業停止、指名停止期間中でないこと。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書共通編1-1-1112工事の下請負】	
	○下請負人指導責任者配置届	・契約の日から起算して7日以内に、着手届と同時に下請負人指導責任者配置届を提出した。【着手前、変更後】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【新潟県建設生産システム合理化指導要綱第9】	
○緊急連絡網	・異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、その図表を現場の見やすい場所に掲示してある。【施工時1回程度】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査等	・約款第19条第1項(1)から(5)に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を報告している。【着手前、施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【約款第19条第1項】【仕様書共通編1-1-3設計図書の照査等】
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提出して確認を求めた。【着手前、施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		○施工計画書	・所定の項目が記載され、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出した。【着手前・変更時】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書共通編1-1-56施工計画書】 当初設計金額が500万円未満の工事で、指定仮設がある工事、一般交通に影響のある工事、振動・騒音等公衆災害の恐れがある工事以外は施工計画書の省略可能。「設計額500万円未満の工事の総括報告表」による報告となる。
			・記載内容と現場施工方法が一致している。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

調査項目	種別	確認項目	チェック一覧				備考 (指示事項及びその是正状況など)	
			着手前	施	工	中		完成時
2 I 施工状況		・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。【着手前・変更時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組みを採用する工事は、その記載がある。【着手前・変更時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「Poc-Tech」システムを使用した場合は、システムにより作成される「打込計画書」にて施工計画を確認する。	
	○ 施工管理 ・ 工事材料管理	・ 工事材料の品質を証明する資料を整備、保管し、提示、又は提出している。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書共通編1-1-2223工事材料の品質】	
		・ 出来形、品質管理	・新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組みを採用する工事は、そのガイドライン(案)に基づいて施工されていることが確認できる。【施工時適宜・完成時】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・工事材料を品質に影響ないように保管している。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了している事が書面で確認できる。【施工計画書提出時・完成時】	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>
		・出来形、品質管理を工事の施工と並行してその都度行っていることが書面で確認できる。【段階確認時、完成時】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【農業土木工事施工管理基準】
		・提出が必要な工事書類が簡潔で必要以上に作成されていない。【完成時】					<input type="checkbox"/>	【工事書類作成マニュアル】
		・電子納品媒体の内容に問題なく作成されていることを確認し、その結果を「電子納品に係わるチェックシート」の「納品時チェック」欄に記載している。【完成時】					<input type="checkbox"/>	【電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】4-4-8工事完成図書(成果品:電子納品対象データ)の確認方法】
	○ 現場環境改善	・実施について協議し、実施内容を施工計画書に記載するとともに、記載内容と現場が一致している。【着手時、施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【現場環境改善費に関する特別仕様書】 協議により実施する場合に確認する。	
	○ 検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・監督員の立会にあたって、段階確認についてはあらかじめ段階確認願(種別、細別、施工予定時期等)を提出している。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-2324監督員による検査(確認を含む)及び立会等】	
		・段階確認の確認時期が、適切である。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【農業土木工事監督技術基準 別表2】	
	○ 工事の着手	・契約の日から起算して7日以内(特記仕様書に定めがある場合は、その期日まで)に工事に着手した。【着手時】	<input type="checkbox"/>				【財務規則第83条(工事の着手届)】【仕様書共通編1-1-1011工事の着手】	
	○ 支給材料及び貸与品	・使用予定日の14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した請求書を提出した。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-1920支給材料及び貸与品】	
	○ 建設副産物及び建設廃棄物	・産業廃棄物管理票(マニフェスト)または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認し、監督員に提示(資料を示し説明)した。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-2122建設副産物第2項】	
		・産業廃棄物処理を委託する場合、委託契約書の写しを提出した。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【建設副産物特別仕様書】	
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出するとともに公衆の見やすい場所に掲げた。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-2122建設副産物第4項】	
	○ 指定建設機械の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。【施工時適宜】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-3839環境対策】	

調査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック一覧				備考 (指示事項及びその是正状況など)
				着手前	施	工	中	
2 施工状況	II 工程管理	○工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を適切に行っている。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			・現場条件や設計内容の変更への対応が早く、また地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			・官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面で連絡した。(「施工計画書等で事前に作業実施報告」をしているものは除く。)(【施工時適宜】)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書共通編1-1-4445施工時期及び施工時間の変更】
			・施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が整理されているなど、 <b>週休2日に対する取り組み姿勢が見られる。</b> 【施工時適宜、完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書共通編1-1-3233週休二日の対応】
	III 安全対策	○安全活動	・新規入場者に対する安全教育を実施し、記録がある。【施工時適宜完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【元方事業者による建設現場安全管理指針第2の9】
			・安全教育・訓練を4時間/月以上実施し、記録がある。【施工時適宜完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【仕様書1-1-3435「工事中の安全確保第10項】
			・安全巡視、作業前安全ミーティング(KY等)等を実施し、記録がある。【施工時適宜完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【元方事業者による建設現場安全管理指針第2の8、11】
			・店社パトロールを適宜実施し、記録がある。【施工時適宜完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【元方事業者による建設現場安全管理指針第3の6】
			・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。(同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される)【施工時適宜完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【元方事業者による建設現場安全管理指針第2の6】
			・使用機械、車輛等の点検整備等を実施し、その記録がある。【施工時適宜完成時】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【労働安全衛生規則第167～169条】【土木工事安全施工技術指針第4章第7節】
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録(機械の作業計画書)等がある。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【労働安全衛生規則第155、158条】
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【労働安全衛生規則第373条】
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理をチェックリスト等により実施し、その記録がある。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【労働安全衛生規則第244、567、568条】
・架空線等上空施設、地下埋設物件等の現地調査を行い、その結果を監督員に報告している。【着手前】			<input type="checkbox"/>				【仕様書1-1-3435工事中の安全確保第5、19項】	
・地下埋設物、架空線に関する事故防止措置が実施されている。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
・交通誘導員、交通安全施設が配置計画に基づき適正に配置されているとともに交通誘導員の勤務実績が管理され記録がある。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【土木工事安全施工技術指針第2章第9節1】			
○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
IV 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書共通編1-1-4344官公庁等への手続き等】	
		・地元住民や地権者との施工上必要な交渉、工事の施工に關しての苦情対応を適切に行い、記録がある。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書共通編1-1-4344官公庁等への手続き等】	
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。【施工時適宜】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		【仕様書1-1-3435工事中の安全確保第14項】	